

真塩 卓新村長が就任しました

4月26日に行われた榛東村長選挙の結果、真塩卓氏が当選し、榛東村長に就任しました。

真塩村長は、5月18日、住民や村職員が迎える中、村役場に初登庁し、「ごどもに夢を みんなに福祉と安心を 信頼される村を取り戻し、次の世代へつないでいきたい。」と決意を語りました。



5月18日に榛東村長に就任いたしました真塩卓です。村長就任にあたり、皆様にご挨拶申し上げます。

私は、さる4月26日の村長選挙におきまして、村民の皆様をはじめ各方面から力強いご支援を賜り、村政を再び担当することになりました。

選挙期間中、多くの住民にお会いする機会がありました。選挙の洗礼を受ける立場で村民に直接ふれあい、生の声を聞いて、改めて政治を志すものの自覚と村民が何を求めているかを身にしみてひしひしと感じるとともに、村長の責務の重大さを痛感いたしております。また、4年間の空白期間中に一村民として外から眺めた、行政のあり方につきましても、透明感があり、かつ信頼される村を取り戻さなければならぬと再認識したところでございます。

昨今の村を取り巻く状況は、自主財源の確保・少子高齢化対策・国の地方創生関連施策等への対応・農業振興など、スピード感を持って解決しなければならぬ事実案が多数ございますが、これまで経験させていただきまして、2期

8年間の村長としての経験や反省を生かし、全力で村政運営にあたってまいりますので、村民皆様のご協力をお願い申し上げます。

ここで、私が選挙の公約として掲げております、政策について申し上げさせていただきます。はじめに3つの重点施策について申し上げます。

1つ目が 国保税を引き下げます。
2つ目が 給食費を順次引き下げます。
3つ目が 防犯灯と防犯カメラを増やします。

次にこれに付随した、7つの施策について申し上げます。
1つ目が 「ごどもを育てるなら榛東村」を目指します。
2つ目が 安心して暮らせるために、福祉・医療・介護の充実を図ります。

3つ目が こどもからお年寄りの安全と見守りを強化します。
4つ目が 近隣市町村への10分移動構想で道路網の整備をします。

5つ目が 産業（農業・商業・工業）の振興を目指します。
6つ目が 村民と協働によるむ

らづくりのために行政改革を進めます。
7つ目が 信頼される榛東村を取り戻します。

以上の施策について、第6次総合計画並びに行財政計画などとの整合性を図りつつ、実現に向けて精魂を傾けたいと考えておりますので、村民皆様のご協力、そして「力」を貸してください。



7月5日(日)は

群馬県知事選挙

任期満了に伴う『群馬県知事選挙』が6月18日(木)に告示され、7月5日(日)に投票が行われる予定です。

投票

投票できる方

平成7年7月6日以前に生まれた方で、平成27年3月17日までに本村の住民基本台帳に登録(転入届を届出)され、引き続き登録されている方。

投票時間と場所

投票時間は、午前7時から午後6時までです。郵送された入場券をご持参ください。入場券をなくした場合は、投票日当日、投票所で再発行します。

投票は、入場券記載の投票所で行ってください。

- ・第1投票所：3区コミセン
 - ・第2投票所：中央公民館
 - ・第3投票所：榛東村役場
 - ・第4投票所：南部コミセン
 - ・第5投票所：20区コミセン
- ### 転入・転出した方

平成27年2月19日以降に群馬県内から榛東村へ転入された方、または、県内他市町村に転出・転出予定の方は、村選挙管理委員会にお問い合わせください(投票の際に証明書が必要です)。なお、平

成27年3月18日以降に群馬県外から転入された方、投票日前日までに群馬県外へ転出された方は、その転出日以降投票できません。

代理投票

体が不自由で字を書くことができない方などは、投票所の係員が代わって候補者名を記載し、投票することができません。投票の秘密は厳守されます。

期日前投票

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、投票日に次の理由のいずれかに該当すると見込まれる方は、事前に期日前投票を行うことができます。

期日前投票対象者

- ・仕事や親族の冠婚葬祭がある
- ・レジャーなどで村外にいる
- ・疾病などのため歩行が困難

期日前投票の期間

告示日の翌6月19日(金)から投票日前日の7月4日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。配布された入場券をご持参ください。

なお、告示日当日は、期日前投票ができませんので、ご注意ください。

期日前投票場所

榛東村役場 村民ホール

不在者投票

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院、入所中の方や、投票する資格があつて村外に滞在中の方は、不在者投票を行うことができます。

病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院・老人保健施設・身体障害者更正施設などに入院、入所している方は、そこで投票することができます。お早めに病院などの職員にご相談ください。

村外に滞在中の方

投票する資格があつて村外に滞在中の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票をすることができます。

投票用紙などの送付は、すべて郵送で行います。滞在先の選挙管理委員会から本村の選挙管理委員会に到着するまでの日数をお考えになってお早めに手続きをしてください。

開票

開票は、即日開票で、午後8時から中央公民館で行い、開票状況

の公表は、中央公民館に掲示する方法で行います。

なお、開票作業に支障が出るため、電話によるお問い合わせにはお答えしません。

後援団体の寄付は…

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に寄付をすること(政党や後援する政治家に対する寄付及び後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄付は除かれます。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、処罰されます。処罰されると、公民権停止の対象となります。

※後援団体の設置目的により行う行事や事業に関する寄付であっても、次のものは禁止され罰則の対象となります。

- 花輪、供花、香典、祝儀、その他のこれらに類するものとしてされる寄付
- 後援する政治家の選挙に関する一定期間(任期満了による選挙では、その期間満了日前90日に当たる日から当該選挙の投票日までの間)内になされる寄付